

第4章 良好な景観形成のための建造物及び樹木 （景観重要建造物及び景観重要樹木）に関する事項

4-1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針など

（1）景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

建築物の外観又は樹木の樹容（規模、樹形など）が地域の自然、歴史、文化、生活などの特性を有し、景観計画区域において良好な景観の形成を推進するうえで重要な建造物を「景観重要建造物」、重要な樹木を「景観重要樹木」に位置付けます。ただし、文化財保護法、石川県文化財保護条例及び白山市文化財保護条例の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物などとして指定又は仮指定されたものは除きます。

景観重要建造物及び景観重要樹木に指定されると、所有者等の適正な管理義務があります。

なお、現状を変更する場合には市の許可が必要となり、所有者の同意はもちろん、地域住民の協力が不可欠となります。今後は、所有者や地域住民の意識醸成を図りつつ指定を検討します。

また、景観重要建造物及び景観重要樹木は、以下の基準に適合するものとし、その周辺においては、景観重要建造物及び景観重要樹木との調和に配慮した景観形成を図ります。

■景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の基準

- ① 優れた形態意匠または樹容を有しているもの
- ② 地域のランドマークとして地域住民に認知されているもの
- ③ 道路等の公共の場所から誰もが容易に望見できるもの
- ④ 地域の景観づくりに取り組むうえで重要な位置にあるもの
- ⑤ 地域の自然、歴史、文化、生活などを感じさせるもの又は、地域の景観を先導していくもの



松任ふるさと館



大ケヤキ（松任城址公園）

（２）景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたっては、指定基準適合の有無や建造物及び樹木の維持保全の状態を確認します。

建造物及び樹木の存在する地域住民の意見を聞き、所有者の同意を得ます。

意匠、自然環境、景観などに関連する分野の専門家や景観審議会などの意見を聞き、指定の妥当性を検証します。